

# 新潟市立児童発達支援センターこころん

## 保育所等訪問支援

### ○保育所等訪問支援とは

- ◆お子さんが通っている保育園等を支援員が訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
- ◆児童福祉法に位置づけられた事業です。

### ○対象となるお子さん

新潟市内に居住し、保育園等に在籍しているお子さん。

### ○サービスを利用するには

通所受給者証を所持し、保育所等訪問支援事業の給付決定を受けることが必要です。

### ○訪問先

保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小学校など、お子さんが集団生活をしている施設。

### ○利用料

- ◆国の基準による費用の1割負担です。各家庭の収入に応じた負担上限額があります。
- ◆幼児教育・保育の無償化対象児の場合は、利用者負担はありません。

### ○内容

- ◆はじめに、お子さんに合わせた「個別支援計画」を作成します。
- ◆月2回程度、お子さんの通う施設を訪問し、お子さんに直接関わって必要な支援を行います。
- ◆所属先職員と一緒に、お子さんが集団生活に適應するための支援方法を考えます。
- ◆訪問支援の内容やお子さんの様子等を保護者に報告します。

# ○利用の流れ（保護者は□□を行います）



受給者証がない方

受給者証がある方

## 【相談】

各区健康福祉課障がい福祉係に相談し  
相談支援事業所を決めます。

## 【相談】

相談支援事業所に保育所等訪問支援を  
利用したい旨を伝えます。

## 【聞き取り・アセスメント】

相談支援専門員がお子さんや保護者の思いを聞き取ります。  
所属先での様子を見学に行き、アセスメントした上で、サービス等利用計画を作成します。

※必要に応じて  
ころんが所属先に見学

## 【ころんに申請・面談】

ころんに電話し、申請の説明を受け、面談日を決めます。  
(HPから利用申請書とニーズ調査票をダウンロードし、記入したものを、面談日に持参します)

※ころんが所属先に見学

## 【支給決定・受給者証の交付】

※すでに受給者証をお持ちの方も、【保育所等訪問支援】の支給決定をされた  
受給者証が交付されます。

## 【契約】

児童発達支援センターころんと保育所等訪問支援の利用契約を結びます。

## 【個別支援会議】

ころんから個別支援計画の説明を受けます。  
(お子さんに関する保護者からの情報や所属先での様子を基に、ころんが個別支援計画を  
作成し、保護者と所属先に説明します。)

## 【サービスの開始】

訪問支援員が所属先に月2回程度訪問し、支援します。  
(利用料は幼児教育・保育料無償化対象のお子さんの場合は利用者負担がありません。)



## 新潟市立児童発達支援センターころん

〒950-0986  
新潟市中央区神道寺南2丁目4-27  
電話：025-247-6531  
FAX：025-247-6541  
E-mail：jido.hs@city.niigata.lg.jp

ご不明な点が  
ありましたら、  
ころんに  
ご連絡くださいね♪



新潟市子育て応援キャラクター  
ほのわちゃん